

合併市に関する調査

記入月日：H17年4月18日

基礎情報

都道府県・市名	山口県・萩市（はぎし）
合併期日	平成17年3月6日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	山口県萩市大字江向5 1 0番地（旧萩市）
人口（合併直近の国調）	61,745人
面積	698.84 K m ²
議員定数	94人
関係市町村名	萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、むつみ村

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	萩市	46,004	138.26	24	25.0
	川上村	1,220	93.22	10	33.2
	田万川町	3,725	78.21	13	36.9
	むつみ村	2,217	69.66	9	38.9
	須佐町	3,792	87.15	14	35.2
	旭村	2,170	134.04	12	37.0
	福栄村	2,617	98.30	12	37.8
合計	-	61,745	698.84	94	-

関係市町村の財政状況

平成15年度決算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	萩市	20,295,053	4,603,790	5,236,875	低開発、離島、辺地	0.46
	川上村	1,783,811	163,165	845,329	辺地、過疎、山振	0.20
	田万川町	3,043,992	249,857	1,411,636	辺地、過疎、山振	0.18
	むつみ村	3,335,700	161,393	1,421,527	辺地、過疎、山振	0.13
	須佐町	3,115,692	195,399	1,524,555	辺地、過疎、山振	0.14
	旭村	2,776,611	165,280	1,330,309	辺地、過疎、山振	0.14
	福栄村	2,599,747	200,622	1,417,772	辺地、過疎、山振	0.15
合計	-	36,950,606	5,739,506	13,188,003	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年6月24日	解散年月日：平成17年3月5日
内容	平成15年2月10日 萩広域市町村合併協議会設置 (1市3町4村) 平成16年3月31日 萩広域市町村合併協議会休止 (2町離脱) 平成16年5月28日 萩広域合併協議会設置 (1市1町4村) 平成16年6月24日 萩広域7市町村合併協議会 (1市2町4村 1町復帰)	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10年間	
基本計画の主要項目	都市と自然が調和するまち ~都市機能・生活基盤の整備と環境保全~ 健やかで快適に暮らせるまち ~保健・医療・福祉の充実~ 未来を結ぶ絆の町 ~交通・情報通信基盤の整備~ 心と歴史・文化のまち ~教育・文化の振興~ 交流と定住のまち ~地域交流・定住の促進~	
旧市町村庁舎の利活用	旧萩市役所を本庁、旧町村役場を総合事務所、支所・出張所は同様に利活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 約1年2ヶ月
議会の議員の報酬額	月額： 万円 (旧市町村の報酬額)	
地域審議会の設置について	無	
内容	平成18年5月に地域協議会を設置。(合併前の市町村の区域を単位として設置。地方自治法や合併特例法により規定された「地域協議会」ではなく、根拠は地方自治法第134条の4第3項に規程する条例設置の付属機関としての審議会)	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市町村民税における法人税割の税率については、萩市の例(14.7%)による。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年間については、現行の税率(各町村は14.0%)とする。	
合併特例債発行限度額(億円)	270億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。(例：庁舎の位置等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「新市の名称」 萩市とする。 ・「財産及び債務の取扱い」 所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。 ・「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」 新市に2つの農業委員を置く。なお、合併後4年以内に統合する。在任特例を適応するが、報酬の額は、合併前の市町村の額とする。 ・「特別職の職員の身分の取扱い」 市長等特別職の職員及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めるところによる。 ・「公共的団体の取扱い」 新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備について調整に努める。 ・「町、字の取扱い」 字の区域及び名称は、現行のどおりとする。 ・「国民健康保険料(税)等の取扱い」 賦課形態については、合併の翌年度から保険料で統一する。 ・「介護保険事業の取扱い」 第1号被保険者の介護保険料は、次期介護保険事業計画の策定時期に算出し、平成18年度から統一する。 ・「水道関係事業の取扱い」 簡易水道料金については、当分の間現行どおりとし、上水道料金の改定時に合わせて、料金の統一を図る。 ・「学校教育関係事業の取扱い」 新たに設置される教育委員会に対して、地域の声を反映させるための組織を当分の間、1市2町4村の区域ごとに設置する。
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の声を、どのように市政に反映させていくのか、その方法 ・少子高齢化対策の具体策 ・定住対策の具体策 ・産業振興の具体策 ・公の施設の使用料の統一基準